



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年10月23日火曜日 第2414号

◇ 目次 ◇

特定猟具使用禁止区域の指定.....	978
特定猟具使用禁止区域の廃止.....	980
医療機関の指定.....	980
施設機関の指定.....	981
指定医療機関の廃止の届出.....	981
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	981
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	982
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	982
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	982
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	982
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	983
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	983
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	983
救急病院の協力申出.....	983
基本測量の実施の通知.....	983
水域施設等の改良の届出.....	983
土地改良区役員の就退任の届出.....	984
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	984
道路の供用開始(").....	984

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 984

公営企業公告

公営企業管理局内LAN端末等の賃貸借..... 985

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1271号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
川之江特定猟具使用禁止区域	四国中央市川之江町馬場二区のJR四国予讃線と市道川之江山田井線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ東に進み、市道北山線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道大下北山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、山田井川に出て、同川右岸を下流に進み、金生川と	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	銃器

	の合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
河北山特定猟具使用禁止区域	新居浜市と西条市との境界と県道壬生川新居浜野田線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東に進み、新居浜警察署前田交番前で市道原地庄内線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、県道新居浜港線に出る。ここから同県道をほぼ南に進み、滝之宮橋北端で東川に出て、同川左岸を上流に進み、西河川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、北河川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、山神池に至る。ここから同池西側の通称河北山の稜線を北に進み、林道長谷谷線に出て、同林道を北西に進み、林道頂上西谷線との交点に至る。ここから同林道をほぼ西に進み、住友共同電力の鉄塔No.3に通じる保線道との交点に至り、ここから同保線道をほぼ西に進み、同境界に至り、ここから同境界を西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
東田特定猟具使用禁止区域	新居浜市東田の東天神社の鳥居を起点とし、ここから市道東田光明寺線を北ないしほぼ東に進み、本谷橋に通じる車道との交点に至り、ここから同車道を北東に進み、同橋南端で市場川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、市場橋西端で国道11号との交点に至り、ここから同国道をほぼ西に進み、県道国領高木線との交点に至り、ここから同県道を北ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
中山特定猟具使用禁止区域	新居浜市大生院桜木の市道広坪川口線とJR四国予讃線との交点を起点とし、ここから同線を西に進み、県道飯岡玉津線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、西条市の市道玉津4号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道下島山所藪線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市道所藪1号線との交点に至る。	同上	同上

	ここから同市道を南西に進み、西条市と新居浜市との境界で新居浜市道広坪川口線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域				出て、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域				
中山川 特定猟 具使用 禁止区 域	西条市吉田の県道南川壬生川停車場線と県道丹原小松線との交点を起点とし、ここから同県道を東に進み、市道玉之江新田線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く通称西ノ原農道をほぼ東に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南に進み、同市小松町の市道北川徳重線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道小松丹原線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道高岸北川線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、県道南川壬生川停車場線に出て、同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上		大 可 賀・久 万ノ台 特定猟 具使用 禁止区 域	松山市南吉田町の県道伊予松山港線の鯛崎交差点を起点とし、ここから同県道を北に進み、県道砥部伊予松山線との交点に至り、ここから同県道を東に進み、通称三本柳及び新田学園前を経て、伊予鉄道高浜線を横断し、市道味生128号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、JR四国予讃線三津浜駅に至る。ここから同線を北に進み、県道松山東部環状線に出て、同県道を北東ないし東に進み、市道久枝53号線との交点に至り、ここから同市道を南東ないし東に進み、県道和气衣山線に出る。ここから同県道を南に進み、伊予鉄道高浜線衣山駅を経て、更に同県道を南に進み、市道味酒23号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、JR四国予讃線を横断し、更に同市道を南に進み、市道新玉27号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道味生32号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道味生35号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道味生131号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道新玉49号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上	
鹿ノ子 池特定 猟具使 用禁止 区域	今治市新谷の市道平山6号線と市道大坪通町谷線との交点を起点とし、同市道を南東に進み、市道宮ヶ崎古谷線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、旧今治市と旧越智郡朝倉村との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、鹿ノ子池を横断し、更に同境界を南西に進み、県道今治丹原線に出て、同県道を北西に進み、市道松木新谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道大野鹿ノ子線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、農道鹿ノ子水路沿い線との交点に至り、ここから同農道を北東ないし南に進み、市道平山4号線に出て、ここから同市道を北東に進み、市道平山6号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上		下伊台 特定猟 具使用 禁止区 域	松山市下伊台町の県道松山東部環状線と県道松山北条線との交点を起点とし、ここから同県道を南西に進み、伊台ハイツ入り口に至る。ここからよそべ谷三角点(237.7メートル)に至る稜線を北西に進み、同三角点に至り、ここから道後ゴルフ場関係者出入口前に至る稜線を北西に進み、同出入口前で県道松山東部環状線に出る。ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上	
山越特 定猟具 使用禁 止区域	旧越智郡朝倉村山越の県道東予玉川線と市道椎の木線との交点を起点とし、ここから同市道を東に進み、市道天皇山越線との交点に至り、ここから同市道を南東ないし南に進み、同県道に出る。ここから同県道を南東ないし南西に進み、旧朝倉村と旧東予市との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、通称小口山に至る。ここから椎の木川上流に至る稜線をほぼ北に進み、同川上流に出て、同川右岸を下流に進み、市道下林椎の木線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、同県道に	同 上	同 上		泊特定 猟具使 用禁止 区域	松山市泊町の小富士山頂(282.3メートル)を起点とし、ここから泊町に至る登山道を東に進み、県道興居島循環線に出て、同県道を南に進み、丹田川の河口を経て、更に同県道を西に進み、御手洗地区団体営農道起点に至り、ここから同農道を西に進み、同農道終点に至り、ここから松山市森林計画区5林班39小班と同林班45小班との境界北端の稜線に至る谷を北に進み、同稜	同 上	同 上	

	線との交点に至る。ここから同稜線 ^{りょうせん} を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域			須ノ川 特定猟 具使用 禁止区 域	南宇和郡愛南町須ノ川船付のナガハ工を起点とし、国道56号を横断して東南東に町道灘元越線と最短距離で結ぶ交点に至り、ここから同町道を南ないし東に進み、農道ヤツメ線の起点に至る。ここから同農道をほぼ南に進み、矢積城址に至り、ここから同稜線 ^{りょうせん} をほぼ南西に進み、同町道に出る。ここから同町道をほぼ南東ないし南西に進み、海栄寺前で同町道分岐線との交点に至り、ここから同町道分岐線を西に進み、同国道に出る。ここから同国道を南西に進み、須ノ川公園防波堤上の遊歩道との交点に至り、ここから同歩道を北西に進み、須ノ川の大池の水門に至り、ここから須ノ川大池排水路右岸を西に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
重信川 河口特 定猟具 使用禁 止区域	松山市出合の国道56号の出合大橋北端を起点とし、ここから重信川右岸堤防を東に進み、石手川右岸堤防に至り、ここから同堤防を北東に進み、同市市坪町でJ R四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南に進み、重信川右岸堤防に至る。ここから同堤防を東に進み、中川原橋北端に至る。ここから同橋を南に進み、同川右岸堤防に至り、ここから同堤防を南東ないし東に進み、同市南高井町の久谷大橋北端に至る。ここから同橋を南に進み、同川左岸堤防に至り、ここから同堤防をほぼ西に進み、同川河口で忽那七島海域鳥獣保護区界との交点に至り、ここから同区界を北に進み、同川右岸堤防に至る。ここから同堤防をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上	御荘港 特定猟 具使用 禁止区 域	南宇和郡愛南町御荘平城の県道船越平城線と県道猿鳴平城線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、深泥沼護岸西端に至る。ここからほぼ北西に進み、大島の最南端に至り、ここからほぼ東に進み、長崎港防波堤先端に至り、ここから同防波堤を進み、町道長崎港線に出て、同町道をほぼ北東に進み、町道長崎本線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、国道56号に出て、同国道をほぼ南東に進み、県道船越平城線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
山田大 池特定 猟具使 用禁止 区域	西予市宇和町山田の山田大池を周回する市道石城地区158号線に囲まれた区域	同 上	同 上	神 野 久・永 長特定 猟具使 用禁止 区域	西予市宇和町久枝の市道2級路線11号線と市道1級路線8号線との交点を起点とし、ここから同市道を東に進み、肱川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、三島橋西端で県道宇和高山線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、市道旧町地区336号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道旧町地区355号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、孫惣池に至る。ここから同池岸を南西ないし北西に周回し、同池排水路に至る。ここから同排水路を北に進み、県道宇和高山線に出て、同県道を西ないし南西に進み、林道基野伴野線に至る。ここから同林道を北東に進み、小野田牧場南端の峠に至る。ここから同稜線 ^{りょうせん} を西ないし北西に進み、三角点(368.9メートル)を経て、更に稜線 ^{りょうせん} を北東に進み、市道旧町地区147号線に出て、同市道を南東に進み、市道2級路線11号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上

○愛媛県告示第1272号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次の特定猟具使用禁止区域を平成24年10月31日限り廃止する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 小久永銃猟禁止区域
- 2 小野田特定猟具使用禁止区域
- 3 神野久特定猟具使用禁止区域

○愛媛県告示第1273号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
こんどう歯科医院	医療法人こんどう歯科医院	新居浜市沢津町一丁目2番27号	平成24年9月14日
ワレイ薬局	愛ファーマシー株式会社	宇和島市和霊元町4丁目2-12	平成24年10月1日
みゆき薬局	愛ファーマシー株式会社	宇和島市御幸町2丁目1-13	平成24年10月1日
保険調剤薬局リトル	愛ファーマシー株式会社	宇和島市中央町1丁目9-10 愛媛新聞社ビル1階	平成24年10月1日
ホリバタ薬局	愛ファーマシー株式会社	宇和島市堀端町1-18	平成24年10月1日
みかん薬局	愛ファーマシー株式会社	宇和島市吉田町北小路200番地1	平成24年10月1日
双岩薬局	愛ファーマシー株式会社	八幡浜市若山4-205-1	平成24年10月1日
えもり内科クリニック	江 盛 康 之	新居浜市久保田町2丁目4番27号	平成24年10月1日
きんぐ調剤薬局久保田	有限会社キングメディカル	新居浜市久保田町2丁目4番26号	平成24年10月1日
さくら薬局	愛ファーマシー株式会社	西予市宇和町卯之町1丁目410-1	平成24年10月1日
卯之町薬局	愛ファーマシー株式会社	西予市宇和町卯之町4丁目389番地	平成24年10月1日

○愛媛県告示第1274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
われい鍼灸接骨院	三 瀬 典 昭	宇和島市丸之内1丁目4-3	平成24年9月19日
山下治療院	山 下 正 利	宇和島市大浦甲1731-15	平成24年10月3日

○愛媛県告示第1276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターあけぼの訪問看護ステーション	宇和島市寿町1丁目5番8号	平成24年9月1日
有限会社アシストジャパン	松山市南高井1817-1	アシストジャパン訪問看護ステーション東予	西条市大町字御舟川539番1	平成24年9月3日

○愛媛県告示第1275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
こんどう歯科医院	近 藤 尚 文	新居浜市沢津町一丁目2番27号	平成23年12月31日
桜井歯科医院	越 智 良	今治市桜井2-6-5	平成24年7月16日
渡部内科病院	医療法人社団門の内会	西条市周布339	平成24年8月19日
ワレイ薬局	南予調剤株式会社	宇和島市和霊元町4丁目2-12	平成24年9月30日
みゆき薬局	南予調剤株式会社	宇和島市御幸町2丁目1-13	平成24年9月30日
保険調剤薬局リトル	南予調剤株式会社	宇和島市中央町1丁目9-10 愛媛新聞社ビル1階	平成24年9月30日
ホリバタ薬局	南予調剤株式会社	宇和島市堀端町1-18	平成24年9月30日
みかん薬局	南予調剤株式会社	宇和島市吉田町北小路200番地1	平成24年9月30日
双岩薬局	南予調剤株式会社	八幡浜市若山4-205-1	平成24年9月30日
さくら薬局	南予調剤株式会社	西予市宇和町卯之町1丁目410-1	平成24年9月30日
卯之町薬局	南予調剤株式会社	西予市宇和町卯之町4丁目389番地	平成24年9月30日
大膳歯科医院	大 膳 哲 朗	砥部町大南390	平成24年10月1日

○愛媛県告示第1277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社西之端薬局	新居浜市中萩町1番5号	西之端薬局	新居浜市中萩町1番5号	平成24年9月7日
株式会社スピーシーズ	伊予郡松前町大字北黒田680番地	デイサービスセンター福家	伊予郡松前町大字北黒田680番地	平成24年9月10日
有限会社ケアサポートゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地1	デイサービス夢の国ゆずりは	宇和島市祝森甲1136番地5	平成24年9月18日

○愛媛県告示第1278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社スピーシーズ	伊予郡松前町大字北黒田680番地	居宅介護支援事業所福家	伊予郡松前町大字北黒田680番地	平成24年9月10日

○愛媛県告示第1279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社西之端薬局	新居浜市中萩町1番5号	西之端薬局	新居浜市中萩町1番5号	平成24年9月7日
株式会社スピーシーズ	伊予郡松前町大字北黒田680番地	デイサービスセンター福家	伊予郡松前町大字北黒田680番地	平成24年9月10日
有限会社ケアサポートゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地1	デイサービス夢の国ゆずりは	宇和島市祝森甲1136番地5	平成24年9月18日

○愛媛県告示第1280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社介護支援サービスしるもと	上浮穴郡久万高原町上野尻甲697-4	グループホーム・シオンの家	（変更後） 上浮穴郡久万高原町上野尻甲535番地 （変更前） 上浮穴郡久万高原町旭ヶ丘1394番地3	平成24年8月26日

○愛媛県告示第1281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社介護支援サービスしるもと	上浮穴郡久万高原町上野尻甲697-4	グループホーム・シオンの家	(変更後) 上浮穴郡久万高原町上野尻甲535番地	平成24年8月26日
			(変更前) 上浮穴郡久万高原町旭ヶ丘1394番地3	

○愛媛県告示第1282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人古川医院	喜多郡内子町内子2256番地	大瀬診療所古川医院分院	喜多郡内子町大瀬中央4623	平成24年3月1日

○愛媛県告示第1283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人古川医院	喜多郡内子町内子2256番地	大瀬診療所古川医院分院	喜多郡内子町大瀬中央4623	平成24年3月1日

○愛媛県告示第1284号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
医療法人補天会光生病院	今治市室屋町3丁目2番地10	医療法人補天会	平成27年10月22日まで

○愛媛県告示第1285号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量 新ジオイド・モデル精度評価）
- 作業期間 平成24年10月23日から平成25年2月28日まで
- 作業地域 今治市、宇和島市、久万高原町、内子町、伊方町

○愛媛県告示第1286号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の3第1項の規定に基づき、次のとおり水域施設等の改良の届出があった。

平成24年10月23日

東予地方局長 俊 野 健 治

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

波方ターミナル株式会社

愛媛県今治市波方町宮崎甲600番地

代表者 代表取締役社長 鈴木 倫夫

2 水域施設等の所在する水域の範囲

愛媛県今治市波方町宮崎甲600番地 1 地先（#400タンクヤード前護岸）

3 水域施設等の種類、規模及び構造

種 類	規 模 及 び 構 造
外 郭 施 設	既設護岸前面に護岸の滑動防止として、花崗岩捨石1,541.99㎡、花崗岩被覆石473.15㎡を投入する。

4 水域施設の改良の工事の開始及び完了の予定期日

- (1) 工事の開始予定期日 平成24年10月25日
- (2) 工事の完了予定期日 平成24年12月25日

5 水域施設等の使用及び管理の計画

危険物（LPG等）を扱う特定防災区域にあるが、当初設計不備により平成13年の芸予地震で護岸が動いたため、当初設計護岸性能を維持し護岸の滑動防止を目的とする外郭施設の改良を行う。

○愛媛県告示第1287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年10月23日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	林 茂	東温市見奈良1025番地
監 事	池 川 進	東温市見奈良1012番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 孝 二	東温市見奈良1406番地
監 事	池 川 広 一	東温市見奈良448番地

○愛媛県告示第1288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川3670番3地先から 同町惣川3615番2まで	旧	メートル 68~28.5	キロメートル 0.162	
		西予市野村町惣川3670番3から 同町惣川3615番2まで	新	12.3~55.5	0.162	

○愛媛県告示第1289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川3670番3から 同町惣川3615番2まで	平成24年10月23日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年10月10日	特定非営利活動法人松中・東高校卒業生有志奨学金	米 山 徹 朗	愛媛県伊予郡松前町北川原塩屋西1279番地1	この法人は、奨学金基金を原資として奨学金支給を行うことにより次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材の育成に貢献することを目的とする。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年10月23日

愛媛県公営企業管理者

三 好 大三郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

公営企業管理局内LAN端末等の賃貸借

(2) 借入物品名及び数量

公営企業管理局内LAN端末等 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、保守を含む1ヶ月当たりの借入代金とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札説明書等に示す要求仕様の全てを確実に履行できることを証明したものであること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。

3 入札説明書の交付

(1) 交付期間

公告の日から平成24年11月9日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。(ただし、11月9日(金)は午後5時00分まで)

(2) 交付方法

5(7)に掲げる場所で交付する。

4 開札の日時及び場所

平成24年11月22日(木)午後2時00分

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明する書類を平成24年11月9日(金)までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効等

ア 入札参加資格要件を有しない者及び入札参加資格要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格要件を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格要件を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号(089)912-2794

(8) その他

詳細は、入札説明書等による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased :

Terminals Using LAN for Public Enterprise Administration Bureau , 1 set

(2) Time limit of tender : 2 :00 p . m . , 22 November 2012

(3) For further information , please contact : Property Management Section , General Affairs Division , Public

Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural
Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime
790 8570 Japan
TEL 089 912 2794